

総 括 調 査 票

調査事案名	(13) 体育・スポーツ施設整備			調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：155,977百万円の内数 ほか （参考 令和4年度：27,597百万円の内数）		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	公立文教施設整備費	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	学校施設環境改善交付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 国は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、学校施設環境改善交付金（248億円の内数）において、地方公共団体が実施する社会体育施設（地域の体育館、スポーツセンター、公営プール等）や学校体育施設（学校に設置された体育館、運動場、プール、武道場等）の整備や改修等に要する費用に対し、国庫補助を行っている。（補助率1/3）
- 休日部活動の地域移行が令和5年度から始まるなど、地域スポーツと学校部活動が一体化の方向に進む中で、地域における少子化や人口減少の進行も踏まえ、体育・スポーツ施設においても、両種の施設を一体的に視野に入れた事業計画に基づく施設整備・維持管理が必要である。
- また、社会体育施設の持続可能な運営を行う方策として、PFI/PPP手法や収益還元を行う収益施設導入の活用推進が考えられる。
- 上記を踏まえ、社会体育施設及び学校体育施設の持続可能な運営、両施設の維持管理費の負担軽減の観点から、社会体育施設・学校体育施設の新築・改築・改修事業等に係る予算執行が効果的・効率的に行われているか検証するため、令和元年度から令和3年度予算（補正予算含む）において学校施設環境改善交付金による国庫補助を受けた地方公共団体に対し施設ごとに調査を実施した。

（参考）スポーツ基本法 第13条第1項

（略）国立学校及び公立学校（略）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

【社会体育施設】

補助対象例

地域の体育館
スポーツセンター
公営プール
武道場

地域住民利用

【学校体育施設】

補助対象例

学校体育館
運動場
学校プール
武道場

学校教育利用

【整備例（公営プール）】



【整備例（学校体育館）】



総 括 調 査 票

調査事業名 (13) 体育・スポーツ施設整備

②調査の視点

【調査対象年度】

令和元年度～令和3年度

【調査対象先数】

960施設

(学校施設環境改善交付金による国庫補助を受け新築・改築・改修事業等を実施した社会体育施設及び学校体育施設(体育館・運動場・プール・武道場等)のうち、同一年度に2,000万円以上の国庫補助を受けた施設

(注) 回答負担軽減の観点から、対象施設が10施設を超える地方公共団体(433団体中9団体)は対象となる10施設を抽出

1. 社会体育施設と学校体育施設の一体的な計画・整備について

- 個別施設計画において、社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理に係る方針を検討しているか。
- 本交付金の事業計画を策定するに当たり、新築・改築に伴う財政負担を最小限とする観点から、社会体育施設と学校体育施設を一体として検討しているか。

③調査結果及びその分析

1. 社会体育施設と学校体育施設の一体的な計画・整備について

(1) 両種施設の活用の状況

調査対象の社会体育施設のうち45%が、小中学校の体育の授業や部活動等で使用されており、学校教育における学外の社会体育施設の活用が一定程度進んでいることが確認された。

逆に、学校体育施設の(自校の児童・生徒以外の)地域住民等への開放についても、施設の種類ごとに差異はあるものの、調査対象施設全体の82%が何らかの形で地域に開放されていた。(開放率: 体育館 93%、水泳プール31%等)

(2) 個別施設計画の状況

政府として各地方公共団体に策定を求めている「個別施設計画」(公共施設のトータルコストを縮減・平準化するために策定する個別施設毎の具体的な対応方針を定めるもの)においては、社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理の方針が検討されている例も存在する。

【ある地方公共団体の個別施設計画の例】

・・・その他の体育館は、地域住民の日常的なスポーツ活動のために必要な施設(地域施設)ですが、人口減少に伴い将来需要の減少が見込まれるため、利用状況等のほか、学校体育施設(屋内運動場)の開放、共同利用との連携やホール機能との共有化を考慮し、老朽化及び安全性等から使用不能と判断した段階での廃止を基本とします。

一方で、上記事例のように社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理の方針が検討されていた地方公共団体は、調査対象施設の12%に過ぎなかった。

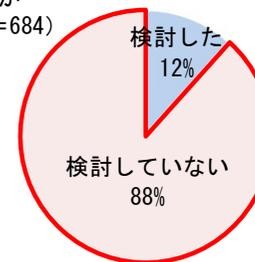
【図1】

(3) 各事業計画の策定時の検討状況

新築・改築に係る国庫補助を受けた学校体育施設と社会体育施設のうちほとんど(93%)が、本交付金の事業計画を策定するに当たり、新築・改築に伴う財政負担を最小限とする観点から、社会体育施設と学校体育施設を一体として検討することなく、新築・改築事業を計画したと回答した。【図2】

【図1】個別施設計画において、社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理の方針が検討されているか

(n=684)



【図2】新築・改築の事業計画を策定するに当たり、財政負担を最小限とする観点から、社会体育施設と学校体育施設を一体として検討したか

(n=217)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 社会体育施設と学校体育施設の一体的な計画・整備について

文部科学省は、社会体育施設と学校体育施設の新築・改築の国庫補助に当たり、同地域に存在する学校体育施設(社会体育施設整備の場合)、社会体育施設(学校体育施設整備の場合)を活用することで代替できないことを地方公共団体に確認・申告させるなど、両種の施設の一体的な事業計画を進めるための方策を検討すべき。

個別施設計画は、公共施設の中長期的な整備・維持管理のトータルコストの縮減を図る目的で策定されるもの。その趣旨に照らし、個別施設計画の改定に際しては、地方公共団体内で作成部局のみならず財政部局ともよく連携した上で、社会体育施設と学校体育施設を一体的に視野に入れた施設の整備・維持管理方針を策定すべく、地方公共団体に促すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (13) 体育・スポーツ施設整備

②調査の視点

2. 学校体育施設の地域開放時の利用料について

- 学校体育施設の地域開放を持続可能な仕組みとする観点から、受益者負担の考え方にに基づき、利用料の徴収を行っているか。
- 利用料は適切な水準となっているか。

3. 社会体育施設等におけるPFI/PPPや収益施設の導入について

- 社会体育施設と学校体育施設の新築・改築において、PFI/PPP手法の導入の検討を行っているか。
- 社会体育施設に収益施設は備えられているか。備えられている場合、施設の維持管理の負担軽減に貢献しているか。

③調査結果及びその分析

2. 学校体育施設の地域開放時の利用料について

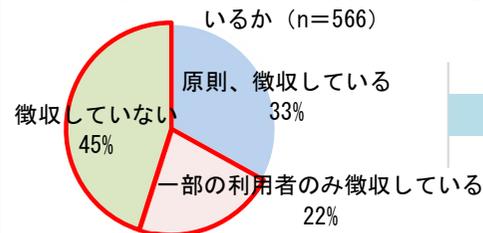
学校体育施設を地域住民が活用する際には、持続可能な仕組みとする観点から、施設の維持管理費用を踏まえた適切な利用料が設定される必要がある。また、施設の地域開放の事務において民間事業者を活用し学校現場の負担の軽減を図っている例があるが、民間事業者に対するスポーツ庁のヒアリングにおいては、「管理者の件費に充てられる程度の利用料金は徴収する必要がある」といった、適正な利用料金の徴収に関する要望が確認されている。

しかし、地域開放している施設のうち、校外の利用者から原則として料金を徴収している割合は33%にとどまっている（【図3】）。さらに調査では、

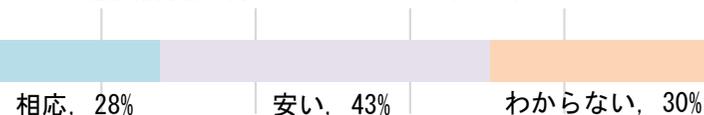
- 利用料の徴収がない施設のうち、徴収について「これまでに検討したことがない」と回答した施設が77%
- 徴収について「これまでに検討したことがある」が、徴収に至らなかった理由として「特段の理由はない」が21%（12/58施設）と最も多い
- 利用料の徴収がある施設であっても、現行の料金水準が、施設の維持管理費用を賄える利用料水準と比較して「安い」との回答が43%、相応か安いか「わからない」との回答が30%（【図4】）

であることが確認され、持続可能な施設の維持管理や地域開放を行うために必要となる利用料金の徴収や、適切な料金水準に関し、注意が払われていない地方公共団体も多いことが確認された。

【図3】施設開放に際して利用者から料金を徴収しているか（n=566）



【図4】施設維持管理費用と比較した際の利用料水準（n=311）



3. 社会体育施設等におけるPFI/PPPや収益施設の導入について

調査対象の社会体育施設と学校体育施設における新築・改築のうち、PFI/PPP手法を導入していない施設は95%であったが、そのうち82%は導入の検討も行っていないと回答した。なお、検討を行わなかった最も多い理由は「事業スケジュール上時間が無い」（29%）であり、施設整備の構想の早期段階から検討を開始しておくことの重要性が確認された。

また、調査対象の社会体育施設のうち、17%が売店、飲食店などの収益施設を備えており、運用前の施設を除く全9施設のうち6施設で、当該社会体育施設の維持管理費の負担軽減に貢献していたことが確認された。（その他、2施設は収益は指定管理者の取り分、1施設は収入還元を取り決めなし）

逆に83%は収益施設を備えておらず、そのうち、収益施設の誘致を検討しなかった理由として、施設規模が小さく設置が不可能との回答が46%あった一方、特に理由はなく検討しなかったとの回答も33%存在した。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 学校体育施設の地域開放時の利用料について

地域による学校体育施設の活用を持続可能な形で推進する観点、学校現場の負担軽減に資するため地域開放の管理事務への民間事業者の参入意欲を向上させる観点から、文部科学省は、地方公共団体に対し、持続可能な施設管理における適切な受益者負担の重要性を地方公共団体に浸透させ、学校体育施設における校外利用者に対する適切な利用料の導入を引き続き促すとともに、施設の維持管理費用と見合った、適切な利用料水準につき一定の考え方を示すことを検討すべき。

3. 社会体育施設等におけるPFI/PPPや収益施設の導入について

文部科学省は、民間の資金や能力を活用した効率的・効果的な公共サービス提供や、維持管理費の負担軽減に向けて、PFI/PPP手法や収益施設の導入の検討を地方公共団体に対し促すとともに、案件の優先採択など取組を進める実効的な方策を検討すべき。